

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限の見直し

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

消費税の課税事業者(原則課税)が高額特定資産を取得し、仕入税額控除の適用を受けた場合には、その後2年間、消費税の原則課税が強制される(免税・簡易課税適用不可)。棚卸資産として取得した1取引1,000万円以上の金又は白金の地金等(以下「金地金等」)は高額特定資産に該当するが、金地金等は1取引単位の金額を1,000万円未満とし、高額特定資産に該当しないように調整することが容易であったため、制度の見直しが行われる。

(2) 内容

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合が加えられる。

(3) 適用時期

2024(令和6)年4月1日以後の国内における課税仕入れ及び保税地域からの引き取りについて適用。

(4) 影響

金地金等の1取引単位の金額を1,000万円未満となるように(高額特定資産に該当しないように)調整し、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置を回避することができなくなる。

(5) 実務のポイント

事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用にあたり、金地金等の取得の判定が加わることで、より煩雑な判定が求められることになる。

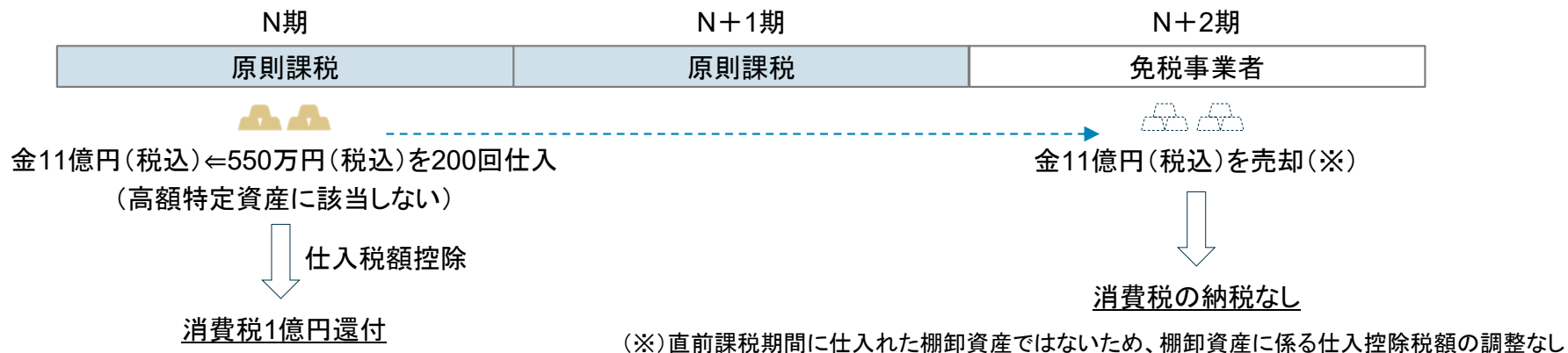
2. 改正の趣旨・背景

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限措置は、恣意的な事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を防ぐ趣旨で設けられた制度である。

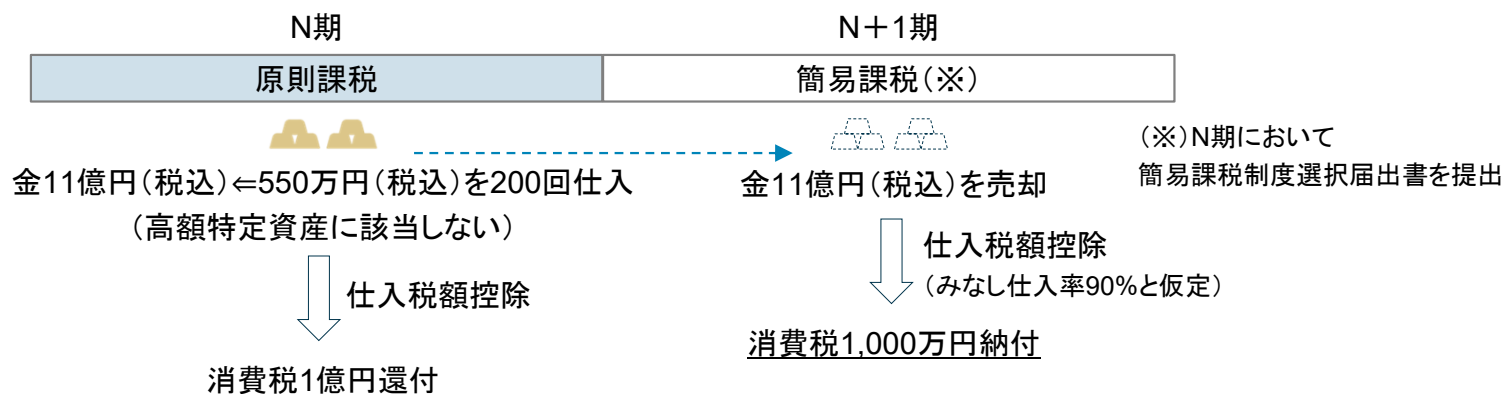
改正前において、金地金等は、1取引の金額が1,000万円以上の棚卸資産として取得した場合に高額特定資産の対象となっていた。しかしながら、金地金等は、1取引の金額を1,000万円未満とすることで高額特定資産に該当しないよう取引を行うことが容易であり、事業者免税点制度等の利用が可能であったことから、制度の見直しが行われる。

なお、事業者免税点制度等の恣意的な利用については、下記のような状況が想定される。

(想定例)原則課税が適用される課税期間に仕入税額控除の適用を受け、免税事業者である課税期間に金地金等を売却する場合



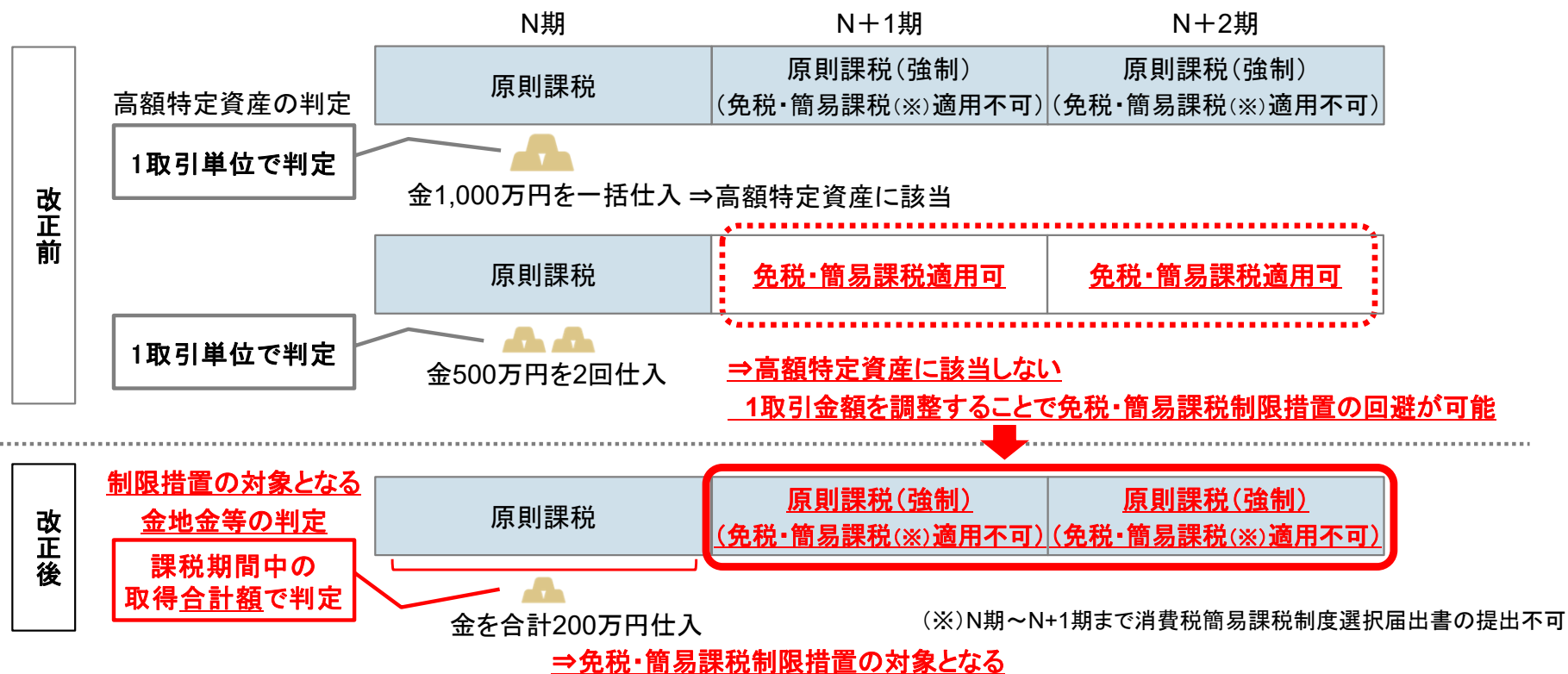
(想定例)原則課税が適用される課税期間に仕入税額控除の適用を受け、簡易課税制度を適用した課税期間に金地金等を売却する場合



(消費税:高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限の見直し)

3. 内容

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合が加えられる。



4. 適用時期

2024(令和6)年4月1日以後の国内における課税仕入れ及び保税地域からの引き取りについて適用。

5. 影響

金地金等の取得について、高額特定資産に該当しないように1取引単位の金額を1,000万円未満となるよう調整し、1課税期間中において複数回の取引により1,000万円以上の高額な金地金等の取得を行ったうえで、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用制限措置を回避することができた点が見直される。

6. 実務のポイント

事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用にあたり、金地金等の取得による判定が加えられることから、これまで以上に煩雑な判定が求められることになる。なお、棚卸資産、投資目的で購入する金地金等など、本改正の適用対象となる金地金等について、取得目的による区分があるか否かが大綱上は明確には読み取れないため、法案の確認が必要である。

改正前：高額特定資産の範囲(1取引単位の税抜金額が1,000万円以上の下記の資産)(※)

区分	内訳
棚卸資産	棚卸をすべき資産で次に掲げるもの 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、その他これらの資産に準ずるもの
調整対象固定資産	棚卸資産以外の以下に掲げる資産のうち、1取引単位の税抜金額が100万円以上のもの 建物、附属設備、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、器具備品、一定の無形固定資産、一定の生物、その他これらの資産に準ずるもの

改正前において
金地金等が高額特定資産に該当するのは、
棚卸資産に該当する場合

(※) 自己建設高額特定資産以外の高額特定資産

(消費税：高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度等の適用制限の見直し)

7. 参考

(参考) 金地金等の支払調書の提出

国内において金地金等の売買を業として行う者は、金地金等の対価として支払う金額が1回の取引で200万円超となる場合には、売却した方の住所や氏名等を記載した支払調書を税務署に提出する義務がある。

令和 年分 金地金等の譲渡の対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)					
	氏名	個人番号				
金地金等の種類	重量	数量	支払金額		支払確定年月日	
			千	円	. .	
					. .	
					. .	
					. .	
(摘要)						
支払者	住所(居所)又は所在地					
	氏名又は名称 (電話)	個人番号又は法人番号				
整理欄	①		②			

○個人番号又は法人番号(種)欄に個人番号又は法人番号(種)を記載する場合は、右欄に記載します。

368